

研究要旨：触法・被疑者となった高齢・障害者に対する弁護体制が未整備なため、対象者にとって不利益を生んでおり、人権擁護と再犯防止のためにも効果的な司法福祉的支援が必要である。そこで、刑事裁判の弁護活動における福祉との連携の可能性を探るべく、国選弁護制度や裁判員裁判など様々な制度下での現状調査を行い、弁護人による福祉的対応の実践について事例を通して検討し、司法関係者に向けて啓蒙活動を行った。その結果、具体的事案での弁護活動の改善と捜査機関の対応改善の必要性が見え、次年度へのさらなる具体的取り組み・対応を検討している。

A. 研究目的

被疑者となって公判中、あるいは犯罪事実が認められたが、不起訴処分や起訴猶予処分となった者及び執行猶予付判決を受けたいわゆる「触法・被疑者」となった高齢・障害者については、福祉的な支援体制が不備な状況にあり、弁護活動における人権擁護の面からも、再犯防止の面からもその必要性が指摘されてきた。

当研究グループは、日本司法支援センター（法テラス）や裁判員制度の事例、また各地の取り組みから、刑事裁判の弁護における福祉的対応を行う場合の課題の整理と対応の検討を行うと共に、弁護士への啓蒙活動を行った。

触法・被疑者となった高齢・障害者に対する弁護活動と福祉の連携に関する、本研究の目的は、(1) 国選弁護制度、裁判員裁判制度、民事法律扶助制度などの下、現状ではどのように連携されているか統計を調査し、(2) 刑事裁判の弁護活動の取り組みについて事例を通して調査・検討し、(3) 触法障害者への司法福祉的支援に関するシンポジウムを企画・開催し、書籍などでの特集掲載準備の活動を通じて啓蒙活動を行い、(4) モデル事業の実施など次年度へのさらなる具体的な取り組みにつなげていくことが目的である。

B. 研究方法

前年度の研究テーマである刑事裁判の弁護における福祉的対応の可能性と課題の整理・対応の検討をさらに深化させていくため、本研究は、

- ① 日本弁護士連合会の本研究に関する活動の概況を既存の統計（別紙1～6）を調査してその特徴を明らかにする。
- ② 当研究グループが「触法障がい者の司法福祉的

アプローチ」をテーマにシンポジウムを企画・開催することで（別紙7～9）、司法関係者間で意見交換・協議・啓蒙を行なうと同時に市民の理解を深める。

- ③ 刑事弁護を実践するうえでの支援状況、福祉との連携の有無・内容を把握するため、日本司法支援センタースタッフ弁護士等から弁護活動の詳細を聴取して現状を分析し（別紙10～11）、それを踏まえ、具体的方策の取り組みに着手する（後記「2. 2.3. 上記調査を踏まえた活動」）。
- ④ 大阪弁護士会支援センターの調査を分析することで、効果的な福祉との連携について検討する（別紙12）。
- ⑤ 全国各地への普及活動及びモデル的な取り組みの実施を次年度の課題として検討する。

なお、別紙一覧は本研究報告の「E.結論」の後に記載した。

（倫理面への配慮）

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。

4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

1. 日本弁護士連合会における本研究に関連する活動

1.1. 国選弁護制度をめぐる現状

日本弁護士連合会は、平成21年5月21日に開始された裁判員裁判と本格的に実施された被疑者国選について、各单位会とともに積極的に対応態勢の確立に向けて努力してきたが、平成23年2月1日現在の日本司法支援センターとの刑事国選に対応する契約弁護士数は18000人を超え、被疑者国選が開始された平成18年10月の2倍以上に達する状況にある。

他方、被疑者国選弁護事件は、毎月200件前後の件数で推移しているが、これは当初想定した件数を下回っている。(ちなみに、被告人国選は年間7万件前後の件数で推移している。)

以上については、別紙1(国選弁護人契約弁護士数の推移)、別紙2(国選弁護事件受理件数)をそれぞれ参照されたい。

1.2. 日本弁護士連合会委託援助事業をめぐる現状

次に、日本弁護士連合会が会員から特別会費を徴収するとともに自ら約12億円もの資産を投入して日本司法支援センターに委託して実施している「少年に対する扶助的付添人活動」、「被疑者刑事弁護活動」、同じく贖罪寄付や同連合会の一般予算からの組入れ等により、約4億円の資金を投入して日本司法支援センターに委託して実施している「その他の7事業」のそれぞれの概況は、別紙3(委託援助

事業統計表)記載のとおりである。

これらの事業は、「逮捕段階の被疑者や被疑者国選対象外の事件により勾留されている被疑者等への支援」や「高齢者・障害者・ホームレスの生活保護同行支援」など(日弁連ではその他の7事業と呼んでいる。)であり、国費ないし公費をもって行なわれる事業の対象外となっていない事業であるところ、本研究を進めていく上では必要不可欠な支援が多数含まれているので触れさせていただく次第である。ちなみに、これらの事業に要する費用がここ1、2年想定外の伸びを示したことから、資金に不足が生じ、少年刑事関係での弁護士1人当たりの毎月の特別会費が3100円から4200円に増額されたほか、その他の7事業についても同じく弁護士1人当たり毎月1300円の特別会費の徴収がなされることになった。その結果、次年度は日弁連が少なくとも合計16億円をさらに上回る経費をかけてこの事業を継続することになった。

1.3. 裁判員裁判をめぐる現状

そのほか、裁判員裁判の起訴の概況は別紙4の1(裁判員裁判対象事件罪名別起訴件数)記載のとおりであり、その結果の概況は別紙4の2(罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員)記載のとおりである。

これらの裁判員裁判において責任能力が問題になった事案は、平成22年1月以降だけでも判明しているだけで少なくとも40件以上に上っており、この中には知的障害や精神障害による心神喪失や心神耗弱が争点となったものが少なからず含まれている。

1.4. 民事法律扶助制度をめぐる現状

日本司法支援センターが本来業務として行なっている民事法律扶助の契約弁護士数は、平成23年2月1日現在13000人を超えているが、代理援助の実績は昨年度実績で約10万件、本年度の見込件数は約11万件となっている。以上については別紙5(契約弁護士数)、別紙6(民事法律扶助援助実績)参照されたい。

これらの代理援助の費用は立替金とされ償還するものとされているが、平成22年1月から生活保護受給者については、原則として免除されることになり、実質的に償還制から給付制に移行した。

その後、準生活保護要件該当者(例えば、障害者年金受給者など)についても生活保護受給者と同様

の取り扱いをするのが相当との立場で日弁連全体でこれを実現するべく活動を展開してきたが、ようやく次年度予算に計上され平成 23 年 4 月以降高齢者や障害者等については以前と比較して要件が明確化され免除申請を容易に行ない得るようになった。

2. 本年度の当研究グループの活動内容

2.1. シンポジウム「触法障がい者への司法福祉的アプローチ」への支援

日本弁護士会主催の以下のシンポジウムの開催のための企画段階から当研究グループにおけるこれまでの成果を踏まえ、全面的に支援してきた。

テーマ:「触法障がい者の司法福祉的アプローチ」～ 気づいていますか? あなたが担当する福祉者・被告人に障がいがあるかもしれないこと ～

日時:平成 22 年 12 月 11 日(土) 午後 1 時から 5 時

場所: 弁護士会館 2 階

このシンポジウムの進行との出演者、内容の概略については別紙 7 (シンポジウム案内チラシ) 及び別紙 8 (シンポジウム進行予定) 記載のとおりであるところ、もともと、弁護士、弁護士会に対し当研究グループの研究テーマの重要性をアピールし認識してもらう必要があることはいうまでもないが、さらに、他の関係者そして市民の方々にも理解を深めてもらう必要であり、これを実践するため上記シンポジウムにこの半年以上もの間、積極的に関わってきたものである。その結果の概略は、別紙 9 (高齢者・障害者の権利ニュース抜粋) のとおりである。

なお、当研究グループは、独自の立場でこのシンポジウムに直接、間接に関与し、協力している人々との意見交換、協議を行ない、弁護士、弁護士会が触法障害者に対し司法福祉的アプローチを行なう場合の課題等について意見交換を行なった。

2.2. 日本司法支援センタースタッフ弁護士等への弁護活動調査

2.2.1. 裁判員裁判でない事件における弁護活動

実際に刑事弁護を实践する上での支援状況、福祉との連携の有無・内容を把握するための、現在、全国各地で活躍しているスタッフ弁護士に協力を要請した。その結果、数名の方々から協力していただくことになった。

スタッフ弁護士からは、裁判員裁判対象となっていない事件について、具体的弁護活動の内容や結果について聴取した。その調査結果は、別紙 10 (裁判員裁判でない事件における具体的弁護活動) のとおりである。

2.2.2. 裁判員裁判事件における弁護活動

以上に加え、スタッフ弁護士経験者やひまわり基金公設事務所の経験者にも協力を要請したところ、上記同様、数名の方々から協力していただけることとなった。

ここでは、裁判員裁判における弁護活動になり、上記同様これらの人々から、裁判員対象事件についての弁護活動内容・結果を聴取できた。その調査結果は、別紙 11 (裁判員裁判対象事件における具体的弁護活動) のとおりである。

2.2.3. 上記調査を踏まえた活動

これらの聞き取り調査を踏まえ、以下の方策実施に向けて、取り組みを開始することとなった。

ア 季刊刑事弁護ビギナーズへの掲載

書籍「季刊刑事弁護ビギナーズ」は、新規登録弁護士を中心として、多くの弁護士が購入している書籍であり、刑事弁護のノウハウを身につけるためのマニュアル的な書籍となっている。

この点に注目し、同書籍の中に「触法障がい者への弁護」についての項目を盛り込むよう働きかけしており、現在、その実現のめどがほぼついた状況にある。これにより、弁護士が早期の段階で障がいに関付くとともに、適切な社会資源と連携を図っていきける体制づくりをしていきたい。

イ 季刊刑事弁護における「触法障がい者への弁護」特集

定期刊行誌「季刊刑事弁護」は、刑事弁護分野における最新の議論を発信する定期刊行誌であり、刑事弁護を熱心に行っている弁護士を中心に広く購読されている。

この点に注目し、同誌のなかで「触法障がい者への弁護」についての特集をくんでもらうように働きかけている。これによって、刑事弁護に熱心に取り組んでいる弁護士を中心として、本問題に取り組む弁護士の裾野を広げていきたい。

ウ 各弁護士に対するチラシ作成・配布

被疑者・被告人の障がいに関心する弁護士が気づけるようにするべく、弁護士向け啓発チラシを作成し、弁護士会内の各委員会との協力を図りながら、各弁護士会を通じて、配布できるように準備を始めている。

2.3. 大阪弁護士会支援センター調査

2.3.1. 障害者刑事弁護サポートセンター

大阪における障害者刑事弁護サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）の取り組みについては、前年度の報告書により報告済みであるが、このサポートセンターでは、要支援者の弁護活動に関し、本年度も大きな成果を上げており、この活動実績を踏まえた課題の分析を行ない、これから弁護士、弁護士会が弁護活動と福祉の連携を実践に移していく上で必要とされる活動、効果的と思われる施策についての提言について検討を行なった。

具体的には、サポートセンターを利用した弁護士から、「専門家の紹介を受けられたり、知識のある弁護士と一緒に活動することで、一定の安心感を得られたり、障害のある被疑者・被告人に適切な対応ができた」「捜査機関や裁判所に障害についてある程度理解してもらえた」などといった声が寄せられた。

他方、サポートセンターのメーリングリスト（担当弁護士が相談をすることができるメーリングリスト）の登録件数がまだ100名に至っていない（平成23年2月4日現在91名）こともあって、相談件数はこの1年間に月平均2、3件といったところである。実際は被疑者・被告人に障害がある、もしくはその疑いがある件数はもっと多いと推測されるので、弁護人がそれと気づいていないか、サポートセンターの存在を知らないかのどちらかであると思われる。今後はさらに研修等を通じてサポートセンターの意義と存在をもっと周知していく必要があると考えている。

2.3.2. 大阪地検堺支部公訴取消事件

また、大阪では、知的障がい者を被疑者・被告人とする大阪地検堺支部公訴取消事件（知的障がい者の「自白」調書を作成し、起訴したが、その任意性・信用性を立証できないとして、検察自らが公訴取消をした事案。別紙12・時系列を参照）が起きた。

この事件では、初回接見（勾留2日目）直後、弁護人から警察署及び検察庁に対して、知的障害の指摘がなされるとともに、取調状況の可視化（録音・録

画）の申し入れがなされていたのに、捜査機関は、検察官作成の「自白調書」を確認する場面のみしか録音・録画しなかった。知的障がい者が、密室での取調によって「自白調書」を作成され、犯人でないにもかかわらず被疑者・被告人とされてしまうおそれが高いことを如実に示しているものといえる。

D. 考察

日弁連が多額の経費を負担して実施している法律援助事案と同様、民事法律扶助も被疑者、被告人の生活の再建にとっては必要不可欠な支援サービスであり、その拡充は本研究の成果を踏まえ事業を実施するうえで極めて重要と考えられる。

また、被疑者・被告人となった障がい者について、弁護人が、早期の段階で障がいの存在に気づき、適切な社会資源との連携を図っていくことの重要性が改めて確認された。

他方、聞き取り調査の中で、障がいがあることに気づかれないまま、判決に至っている事件が相当数存在していることも指摘された。

そこで、そもそも弁護士が、早期の段階で障がいに関心するよう具体的な方策を実施すべきであり、具体的には、大阪地検堺支部公訴取消事件のような問題を起こさないために、今後、以下のような施策をとる必要があると考える。

- ① すべての取調べ場面を録音・録画し、その状況を可視化すること。
- ② 取調べに対して、弁護人の立会を認めること。
- ③ 捜査機関（警察官、検察官）に対して、障がいの有無に気づくとともに、障害者に対する適切な対応方法を研修・教育すること。

E. 結論

平成23年は以下の取り組みを行う。

1. 全国各地への普及活動

平成23年度においては、大阪や埼玉だけではなく、全国各地において各地の実情に応じた取り組みをしてもらうために必要な諸活動を具体的に提示し、弁護活動と福祉の連携を実践に移していくための取り組みを行なう。

例)

- ・ 刑事弁護研修の中に弁護活動と福祉の連携とい

うテーマを入れる。

- ・ 福祉的な対応を実践するためのマニュアル作りを各単位会における刑事弁護関連委員会等のメンバーとともに行なうよう依頼する。

2. モデル的取り組みの実践

モデル的な取り組みを行なうため各地の単位会のうち数ヶ所において弁護活動と福祉の連携についての具体的な取り組みをしてもらう。

別紙一覧

(日本弁護士連合会の取り組み関係)

- 別紙 1 国選辩护人契約弁護士数の推移
- 別紙 2 国選弁護事件受理件数
- 別紙 3 委託援助事業統計表
- 別紙 4 の 1 裁判員裁判対象事件罪名別起訴件数
- 別紙 4 の 2 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員
- 別紙 5 契約弁護士数
- 別紙 6 民事法律扶助援助実績

(当研究グループの活動内容報告関係)

- ・ シンポジウム関係
 - 別紙 7 シンポジウム案内チラシ
 - 別紙 8 シンポジウム進行予定
 - 別紙 9 高齢者・障害者の権利ニュース抜粋
- ・ 具体的弁護活動についての調査関係
 - 別紙 10 裁判員裁判でない事件における具体的弁護活動
 - 別紙 11 裁判員裁判対象事件における具体的弁護活動
- ・ 大阪弁護士会の取り組み関係
 - 別紙 12 大阪地検堺支部公訴取消事件・時系列

F. 研究発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定も含む。)

なし

国選弁護士契約弁護士数の推移(含 スタッフ弁護士)

地方 事務所	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
	10月2日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	4月1日 現在	2月1日 現在
東京	1,906	3,267	4,669	5,847	6,769	7,480
神奈川	435	525	641	699	804	888
埼玉	195	248	314	358	415	427
千葉	194	224	272	326	383	429
茨城	86	99	109	125	147	150
栃木	79	83	96	104	115	121
群馬	114	121	136	149	166	179
静岡	165	188	216	246	270	275
山梨	60	61	67	75	78	78
長野	105	112	123	131	142	159
新潟	111	124	138	149	168	175
大阪	1,289	1,474	1,735	1,876	1,978	1,956
京都	241	256	290	333	375	396
兵庫	247	280	344	394	442	452
奈良	82	86	98	107	114	116
滋賀	46	55	63	73	78	86
和歌山	58	66	72	85	97	95
愛知	544	636	763	788	999	1,008
三重	63	67	74	101	113	124
岐阜	76	83	97	103	110	115
福井	40	45	57	61	66	75
石川	84	91	99	106	113	116
富山	48	50	56	56	67	72
広島	117	182	215	244	290	309
山口	61	66	84	99	109	112
岡山	132	138	161	189	214	211
鳥取	31	32	43	46	53	55
島根	26	30	36	42	48	53
福岡	383	457	529	604	658	649
佐賀	42	47	52	56	65	74
長崎	64	70	82	95	108	120
大分	59	70	80	94	99	101
熊本	79	105	122	134	151	164
鹿児島	62	66	81	102	123	135
宮崎	55	59	70	79	83	88
沖縄	95	112	120	137	135	142
宮城	143	170	198	231	256	279
福島	85	92	107	111	132	134
山形	50	55	57	62	62	63
岩手	49	53	56	59	66	71
秋田	43	45	48	50	53	54
青森	33	38	52	61	72	75
札幌	266	293	341	373	391	437
函館	20	22	26	26	31	34
旭川	21	27	36	35	42	43
釧路	37	37	42	45	50	52
香川	53	58	66	80	86	98
徳島	42	45	52	60	69	72
高知	40	43	53	55	62	65
愛媛	71	80	89	95	103	109
合計	8,427	10,733	13,427	15,556	17,620	18,771

国選弁護事件受理件数（地方事務所別/被疑者・被告人別）

（平成23年2月1日集計）

地方事務所	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度												平成23年度
	10～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			
	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者	被疑者			
東京	404	787	872	8,648	720	691	652	572	481	571	695	561	484	538			
多摩	88	169	207	1,473	159	178	162	149	124	130	191	150	124	118			
神奈川	143	251	280	2,353	202	344	272	228	190	279	277	213	181	236			
川崎	35	89	76	556	41	84	53	61	49	67	46	45	27	50			
小田原	31	54	90	515	42	47	42	45	42	51	59	49	34	31			
埼玉	172	339	421	3,064	262	329	326	289	229	234	373	267	238	237			
川越	23	66	63	542	61	54	47	47	52	56	78	56	43	64			
千葉	198	302	379	2,862	277	350	362	303	232	228	299	314	236	222			
松戸	43	64	42	694	67	70	60	48	68	58	76	81	47	48			
茨城	67	105	134	989	103	154	122	112	90	114	159	95	83	76			
栃木	87	115	133	1,272	136	132	163	125	134	152	156	132	95	113			
群馬	52	85	115	810	78	105	105	103	73	101	136	130	90	77			
静岡	18	55	58	626	54	67	77	53	63	80	81	59	34	41			
沼津	41	46	66	648	65	81	98	67	64	80	85	68	23	54			
浜松	33	67	76	674	78	75	90	77	56	66	75	64	48	56			
山梨	20	59	55	358	44	37	35	27	31	33	32	32	27	26			
長野	35	101	78	564	45	73	52	49	44	67	57	52	61	53			
新潟	42	76	73	824	81	82	116	60	46	107	85	90	58	68			
大阪	291	630	730	5,251	516	577	575	523	464	593	651	515	390	477			
京都	85	156	127	1,378	164	167	177	151	113	171	195	144	118	127			
兵庫	80	144	165	1,161	142	136	142	137	97	104	125	109	70	99			
阪神	26	63	54	627	72	49	89	49	46	39	60	59	44	58			
姫路	20	45	54	547	40	51	59	52	41	52	53	75	45	48			
奈良	25	81	76	703	64	74	86	76	61	49	84	51	36	69			
滋賀	38	78	61	919	69	94	123	76	60	89	114	89	57	61			
和歌山	18	56	66	467	48	53	58	64	52	52	62	67	40	42			
愛知	150	306	373	2,674	245	278	304	278	238	262	302	276	148	225			
三河	44	78	80	923	65	80	103	90	63	86	94	66	57	85			
三重	55	67	83	746	54	68	67	74	57	75	88	78	54	47			
岐阜	47	109	103	719	57	54	81	91	61	60	47	58	48	57			
福井	8	18	34	298	37	37	23	35	21	23	36	28	22	19			
石川	22	51	55	420	36	45	53	44	45	30	52	32	37	47			
富山	14	31	28	223	27	21	37	21	15	34	28	16	25	9			
広島	91	121	128	1,266	116	138	139	148	129	134	129	156	120	128			
山口	28	73	67	703	60	75	83	65	80	71	88	67	43	54			
岡山	50	69	98	920	75	113	92	98	86	67	122	109	90	84			
鳥取	12	27	19	269	27	31	25	18	19	20	24	30	14	19			
島根	8	18	43	269	16	34	22	22	22	24	35	26	16	18			
福岡	128	295	281	2,298	234	225	280	248	198	229	265	233	156	203			
北九州	42	106	114	892	92	89	123	79	76	85	110	94	64	85			
佐賀	20	27	40	536	47	57	64	44	38	65	53	39	22	40			
長崎	31	42	76	506	43	41	53	39	57	54	54	43	51	39			
大分	31	52	45	435	40	50	45	49	44	40	40	49	37	37			
熊本	88	101	117	865	80	118	132	75	60	96	136	85	58	58			
鹿児島	40	59	80	542	37	48	82	50	51	41	71	50	58	34			
宮崎	32	63	58	545	45	75	76	48	43	79	80	56	37	68			
沖縄	57	96	95	1,012	78	110	126	98	65	86	134	83	51	69			
宮城	60	128	144	1,280	100	112	148	125	102	117	155	142	100	107			
福島	24	53	82	710	67	87	105	94	46	108	93	93	111	54			
山形	14	27	21	379	40	45	43	47	28	42	38	28	33	34			
岩手	22	49	32	441	51	56	51	44	37	40	52	39	31	48			
秋田	20	33	38	362	29	38	37	38	42	39	61	37	17	26			
青森	25	45	49	447	45	51	46	62	41	48	43	35	31	24			
札幌	90	198	159	1,767	162	220	181	187	180	175	188	186	147	146			
函館	16	49	38	213	16	31	19	17	24	24	41	27	20	18			
旭川	10	32	38	266	22	34	38	41	23	24	39	39	18	19			
釧路	16	50	30	373	37	42	46	43	33	39	46	42	25	40			
香川	26	65	53	579	54	64	50	59	54	36	64	54	54	51			
徳島	20	46	35	374	35	35	31	35	29	43	43	33	26	25			
高知	17	49	54	388	37	48	52	55	37	54	57	61	23	34			
愛媛	15	61	82	662	43	63	80	57	63	61	73	65	41	57			
合計	3,435	6,775	7,415	61,855	5876	6877	7078	6161	5209	6144	7264	6121	4618	5162			

平成21年度については暫定値
平成22年4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月については暫定値(11/5現在)

委託援助事業統計表(申込総受理件数)

	H22.4.1 ~ H23.2.20									合計	法律相談 (内数)
	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等			
東京	1,402	765	99	352	40	437	4	325	3,424	384	
神奈川	113	563	67	2	21	34	4	21	825	5	
埼玉	271	311	26	0	1	4	1	163	777	19	
千葉	58	409	10	71	2	66	0	36	652	68	
茨城	12	56	1	21	0	74	0	2	166	70	
栃木	7	137	2	0	1	1	0	5	153	1	
群馬	16	53	1	0	0	3	0	10	83	1	
静岡	118	112	11	0	0	1	0	20	262	2	
山梨	11	13	1	0	0	0	0	2	27	0	
長野	22	60	1	0	0	1	0	2	86	0	
新潟	56	78	4	0	3	1	0	3	145	3	
大阪	593	547	38	34	9	91	17	102	1,431	67	
京都	182	264	28	2	2	7	7	15	507	3	
兵庫	46	230	14	8	2	6	8	37	351	8	
奈良	20	68	6	0	0	1	1	20	116	0	
滋賀	12	74	1	0	2	4	0	9	102	0	
和歌山	14	49	1	0	2	0	1	5	72	0	
愛知	214	517	18	4	8	97	15	56	929	35	
三重	11	61	0	0	2	7	0	12	93	0	
岐阜	20	88	2	1	0	0	1	45	157	1	
福井	11	24	2	0	0	0	0	12	49	0	
石川	23	31	16	0	0	0	0	8	78	1	
富山	13	26	0	0	1	0	0	5	45	0	
広島	80	188	10	0	1	3	12	19	313	10	
山口	37	80	6	0	0	0	2	4	129	2	
岡山	86	96	15	0	12	3	4	26	242	3	
鳥取	19	9	5	0	0	0	0	2	35	0	
島根	25	18	4	0	0	0	0	2	49	1	
福岡	474	579	46	0	5	6	269	136	1,515	271	
佐賀	26	81	1	0	0	0	4	4	116	3	
長崎	39	49	4	1	1	1	1	4	100	1	
大分	62	43	6	0	1	1	9	3	125	8	
熊本	29	164	5	0	0	15	0	5	218	2	
鹿児島	26	50	9	0	0	0	5	0	90	3	
宮崎	54	75	0	0	0	1	2	2	134	0	
沖縄	73	164	9	0	0	0	0	4	250	1	
宮城	162	143	13	0	1	1	0	33	353	0	
福島	9	83	3	0	2	0	0	8	105	0	
山形	33	25	1	0	0	0	0	1	60	1	
岩手	64	27	4	0	0	0	3	1	99	2	
秋田	14	24	0	0	0	1	0	1	40	0	
青森	27	34	2	0	0	0	1	0	64	0	
札幌	257	207	9	0	0	0	0	4	477	0	
函館	11	19	7	0	0	0	2	1	40	6	
旭川	11	18	4	0	0	1	0	0	34	0	
釧路	23	21	2	0	0	0	0	1	47	0	
香川	14	94	4	0	0	0	0	17	129	3	
徳島	1	38	0	0	0	40	0	2	81	0	
高知	14	75	28	0	3	0	0	8	128	18	
愛媛	12	61	1	0	0	0	0	5	79	0	
合計	4,927	7,001	547	496	122	908	373	1,208	15,582	1,003	
予定件数	5750	8320	592 (72)	609 (349)	154 (4)	843 (273)	337 (212)	2090 (90)	18695 (1000)	1000	

*予定件数の()内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数		予想件数
			実績	予定	
被疑者・少年援助件数	11,928	14,070	36.59	38.55	13,351
その他	3,654	4,625	11.21	12.67	4,091
合計	15,582	18,695	47.80	51.22	17,443
中国残留孤児基金援助	2	15			

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成22年11月末・速報)

表13 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終 局 区 分														無罪	その他	控訴人員
		有 罪																
		有罪人員	死刑	無期懲役	有 期 懲 役									3年以下				
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	執行猶予	保護観察のうち				
総数	1,501	1,471	2	33	8	25	58	138	305	326	258	77	241	135	1	29	445	
強盗致傷	407	399	-	-	-	1	2	10	82	125	103	16	60	46	-	8	106	
殺人	334	329	1	10	3	11	41	55	44	51	38	17	58	25	-	5	103	
現住建造物等放火	125	123	-	-	-	-	2	3	9	14	35	17	43	26	-	2	23	
覚せい剤取締法違反	120	114	-	-	-	-	2	19	61	30	2	-	-	-	1	5	58	
傷害致死	114	112	-	-	-	-	-	9	30	33	17	6	17	5	-	2	34	
(準)強姦致死傷	84	82	-	-	-	1	3	9	26	26	13	1	3	1	-	2	26	
(準)強制わいせつ致死傷	66	66	-	-	-	-	-	1	4	8	18	7	28	19	-	-	13	
強盗強姦	47	44	-	1	2	3	3	14	17	3	1	-	-	-	-	3	18	
強盗致死(強盗殺人)	44	43	1	21	3	8	4	3	3	-	-	-	-	-	-	1	24	
偽造通貨行使	35	35	-	-	-	-	-	-	-	1	9	3	22	6	-	-	1	
麻薬特例法違反 ※7	34	34	-	-	-	-	-	4	9	13	7	1	-	-	-	-	8	
危険運転致死	19	19	-	-	-	1	-	2	6	8	-	2	-	-	-	-	6	
集団(準)強姦致死傷	15	15	-	1	-	-	-	2	6	2	-	1	3	3	-	-	6	
銃砲刀剣類所持等取締法違反	13	13	-	-	-	-	-	1	2	6	4	-	-	-	-	-	3	
保護責任者遺棄致死	9	9	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	3	2	-	-	3	
逮捕監禁致死	9	9	-	-	-	-	-	2	3	2	2	-	-	-	-	-	6	
通貨偽造	6	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	1	1	
強盗	5	5	-	-	-	-	-	1	-	1	3	-	-	-	-	-	-	
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	2	
傷害	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	
麻薬及び向精神薬取締法違反	3	3	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	2	
(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	
窃盗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
 6 禁錮刑の終局人員はない。
 7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 8 速報値である。

契約弁護士数

地方 事務所	契約弁護士数				(参考) 単位会 員数	受任 予定者 契約率 (%)	契約弁護士法人数			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東京	2,791	2,354	3,365	2,969	13,788	24.4%	30	32	38	34
神奈川	594	593	693	572	1,123	61.7%	7	7	8	7
埼玉	247	308	343	325	536	64.0%	8	8	8	8
千葉	199	311	324	301	494	65.6%	5	5	5	5
茨城	128	134	134	132	172	77.9%	2	2	2	2
栃木	92	99	100	97	142	70.4%	2	2	2	2
群馬	146	150	152	151	202	75.2%	4	4	4	4
静岡	246	231	244	222	327	74.6%	1	1	1	1
山梨	73	73	72	70	87	82.8%	0	0	0	0
長野	134	139	137	134	164	83.5%	0	0	0	0
新潟	162	167	172	171	204	84.3%	3	3	4	4
大阪	1,809	1,844	2,201	1,951	3,568	61.7%	39	40	40	32
京都	393	373	401	365	495	81.0%	8	8	9	8
兵庫	450	465	473	448	618	76.5%	9	9	9	9
奈良	109	109	109	107	131	83.2%	1	1	1	1
滋賀	79	81	81	77	100	81.0%	0	0	0	0
和歌山	84	98	99	95	113	87.6%	1	1	1	1
愛知	504	499	701	141	1,349	50.4%	16	16	18	15
三重	98	92	93	87	125	74.4%	0	0	0	0
岐阜	93	94	95	94	129	73.6%	5	5	5	5
福井	63	64	64	63	77	83.1%	1	1	1	1
石川	104	105	104	105	121	86.0%	3	3	3	3
富山	65	67	66	59	81	81.5%	0	0	0	0
広島	260	266	305	303	423	72.1%	5	5	5	5
山口	100	108	100	100	125	80.0%	5	5	5	5
岡山	224	225	230	226	279	82.4%	2	2	2	2
鳥取	45	45	44	44	51	86.3%	2	2	2	2
島根	44	44	44	44	54	81.5%	1	1	1	1
福岡	576	577	623	586	871	71.5%	9	8	9	7
佐賀	57	65	62	61	73	84.9%	2	2	2	2
長崎	98	100	100	98	122	82.0%	3	3	3	3
大分	96	98	98	98	114	86.0%	11	11	11	11
熊本	145	142	145	141	195	74.4%	3	3	3	3
鹿児島	93	95	96	95	132	72.7%	0	0	6	6
宮崎	78	80	80	81	91	87.9%	7	7	7	7
沖縄	108	110	117	118	219	53.4%	1	1	1	1
宮城	238	240	260	216	332	78.3%	5	5	5	5
福島	113	116	114	113	144	79.2%	5	6	5	5
山形	61	63	61	60	71	86.9%	3	3	3	3
岩手	63	65	66	63	77	85.7%	1	1	1	1
秋田	56	59	60	56	65	92.3%	2	2	2	2
青森	75	73	74	73	83	89.2%	2	2	2	2
札幌	362	403	432	407	546	79.1%	6	5	5	5
函館	31	31	31	31	36	86.1%	1	1	1	1
旭川	29	41	41	40	48	85.4%	2	2	2	2
釧路	45	48	48	48	58	82.8%	5	5	5	5
帯広	78	77	76	75	127	59.8%	0	0	0	0
徳島	64	64	64	64	76	84.2%	3	3	3	3
高知	53	52	54	42	78	69.2%	0	0	0	0
愛媛	78	79	78	77	133	59.6%	1	2	2	2
全国合計	11,923	11,848	13,780	11,191	28,799	47.9%	237	240	252	233

注1)契約弁護士・法人数は、平成22年7月末現在。

注2)弁護士数(会員数)は、日弁連資料(平成22年8月1日現在)による。



触法障がい者の司法福祉のカーキ

～気づいていますか？
あなたが担当する被疑者・被告人に
障がいがあるかもしれないこと～

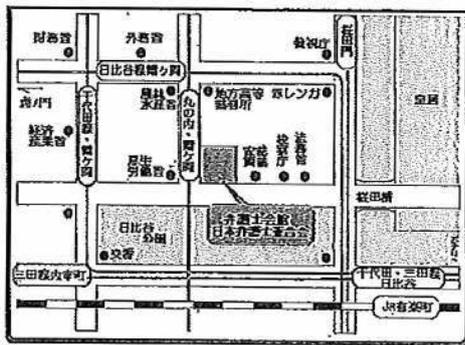
■ 日時 2010年12月11日(土)
午後1時～午後5時(12時30分開場)

■ 場所 弁護士会館2階講堂 A
千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館



罪を犯し刑務所に入っている人の中には、知的障がい、発達障がい、精神障がいといったハンディキャップを背負いながら、社会的支援を受けられなかったために苦しい生活を強いられ、罪を犯さざるを得なかった人が多く存在します。

このような人たちが刑務所に入ることが本当に必要でしょうか？障がいを持った人たちが被疑者・被告人となったときに刑事弁護士そして福祉関係者ができること、そして、障がいをもっていても幸せに暮らせる社会にするために何ができるかを諸外国の制度も踏まえて考えていきます。



- ◆地下鉄丸の内線・日比谷線・千代田線
「霞ヶ関」駅 B1-b 出口(弁護士会館
地下1階に直結)
- ◆地下鉄有楽町線「桜田門」駅 5番出口か
ら徒歩8分
- ◆JR山手線「有楽町」駅 から徒歩15分

問題提起 田島 良昭氏 (社会福祉法人南高愛隣会理事長)

パネルディスカッション

テーマ 触法障がい者の置かれた現状、諸外国の取り組みから学ぶべきもの、現時点で可能な取り組み及び今後の方向性を探る

パネリスト(予定) ※五十音順

佐々木 明員氏 (北海道医療大学看護福祉学部准教授)

田島 良昭氏 (社会福祉法人南高愛隣会理事長)

谷村 慎介氏 (兵庫県弁護士会会員/高齢者・障害者の権利に関する委員会幹事)

浜井 浩一氏 (龍谷大学法科大学院教授)

水藤 昌彦氏 (高槻地域生活総合支援センターぶれいす Bo 施設長)

コーディネーター 辻川 圭乃会員 (高齢者・障害者の権利に関する委員会委員)

■ お申込み 先着 150 名様まで。
下欄にご記入の上 FAX(03-3580-2896)にてお申込み下さい。

*****日弁連人権第二課 小林 宛*****

フリガナ フリガナ
お名前 (氏: 名:)
お電話番号 ()

※弁護士の方は、下欄の記入もあわせてお願いいたします。
弁護士ご登録番号 /ご所属弁護士会

ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会もしくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあります。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

主催：日本弁護士連合会

当日は、日弁連職員による撮影があり、撮影した映像・画像は日弁連の広報に使用される可能性があります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお知らせください。

【お問合せ】日本弁護士連合会 人権部人権第二課

TEL:03-3580-9982, FAX:03-3580-2896

東京都千代田区霞が関1-1-3

シンポジウム「触法障がい者の司法福祉的アプローチ」

～気づいていますか？
あなたが担当する被疑者・被告人に
障がいがあるかもしれないことに～

進 行 予 定

日 時 2010年12月11日(土) 午後1時～午後5時

場 所 弁護士会館2階講堂「クレオ」A

13:00 開会

開会挨拶 錦織 正二(日本弁護士連合会副会長)

13:10 問題提起

講師 田島 良昭氏(社会福祉法人南高愛隣会(コロニー雲仙)理事長)

13:40 パネルディスカッション

(※15:20～10分間休憩予定)

テーマ 触法障がい者の置かれた現状、諸外国の取組みから学ぶべきもの、現時
点で可能な取組み及び今後の方向性を探る

パネリスト(五十音順)

さき きはるかず
佐々木明員氏(北海道医療大学看護福祉学部准教授)

たしま よしあき
田島 良昭氏(社会福祉法人南高愛隣会(コロニー雲仙)理事長)

たにむら しんすけ
谷村 慎介氏(兵庫県弁護士会会員/高齢者・障害者の権利に関する委
員会幹事)

はまい こういち
浜井 浩一氏(龍谷大学大学院法務研究科教授)

みずとう まさひこ
水藤 昌彦氏(社会福祉法人北摂杉の子会高槻地域生活総合支援センタ
ーふれいすBe施設長)

コーディネーター

つじかわ たまの
辻川 圭乃(高齢者・障害者の権利に関する委員会委員・弁護士)

17:00 閉会

閉会挨拶 川島 志保(日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会委
員長)

高齢者・障害者の権利 ニュース

2011年2月1日 第11号

編集責任：日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会 本号については日弁連事務局人権部人権第二課までお問い合わせください

- 本号の主な内容
- ▶委員長挨拶
 - ▶第9回高齢者・障害者権利保障の進捗(11)に京都で閣議決定
 - ▶第8回高齢者・障害者権利保障の進捗(10) (松・香川県高松市)
 - ▶第10回高齢者権利助言アドバイザー研修報告
 - ▶高齢者権利助言(1) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(2) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(3) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(4) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(5) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(6) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(7) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(8) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(9) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(10) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(11) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(12) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(13) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(14) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(15) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(16) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(17) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(18) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(19) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(20) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(21) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(22) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(23) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(24) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(25) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(26) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(27) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(28) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(29) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(30) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(31) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(32) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(33) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(34) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(35) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(36) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(37) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(38) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(39) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(40) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(41) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(42) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(43) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(44) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(45) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(46) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(47) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(48) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(49) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(50) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(51) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(52) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(53) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(54) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(55) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(56) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(57) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(58) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(59) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(60) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(61) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(62) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(63) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(64) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(65) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(66) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(67) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(68) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(69) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(70) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(71) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(72) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(73) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(74) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(75) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(76) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(77) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(78) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(79) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(80) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(81) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(82) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(83) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(84) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(85) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(86) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(87) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(88) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(89) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(90) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(91) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(92) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(93) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(94) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(95) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(96) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(97) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(98) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(99) 介護保険と高齢者の権利
 - ▶第10回高齢者権利助言(100) 介護保険と高齢者の権利

罪を犯した障がい者に 福祉的支援を!

2010年12月11日、「触法障がい者の司法福祉的アプローチ」と題するシンポジウムを開催しました。罪を犯した知的・精神障がい者の中には、その個性に応じた生活支援や更生プログラムといった福祉的な支援を得られていたならば罪を犯すことも再犯を繰り返すこともなく社会の一員として普通に生活できていたはずだし、できるはずの人が多く存在しています。

ところが、我が国においては司法(特に刑事司法)と福祉との連携が図られているとはおおよそ言い難い状況です。西欧諸国

では司法と福祉との連携が図られ大きな成果を上げている国も多く、バネリストから福祉先進国であるデンマーク、ヨーロッパの中で最も高齢化が進み大きな財政赤字を抱えているながら高齢の受刑者がほとんどいないイタリヤ、並びに刑事政策として社会内処遇を積極的に取り入れているオーストラリアのピクトリア州での取り組みが紹介され、これらの国と我が国の違いの原因に刑罰の目的に対する考え方の違い(応報か更生目的か)があるとの指摘がなされました。

我が国では、犯罪を繰り返し

たり、コミュニケーションをうまくとることができず不適切な言動を繰り返す被疑者・被告人に対しては規範意識が欠如しているとの評価がなされ、その人々の個性や裁判後の更生に注意が向けられることがほとんどないということです。福祉的支援もなく、地域社会からも疎外された罪を犯した障がい者の中には「扉の中に戻りたい」と考える者もいるという現状を私たちも謙虚に受け止める必要性を感じることも、何よりも接見の早い時期から「障がいがあるのではないか」と気付くことが必要で、その上で福祉的支援を行える人たちと連携し、罪を犯した障がい者の自立更生に何が必要なのかを支援計画書としてまとめ、検察官や裁判官を説得する必要性を強く感じさせられた一日でした。(河原一雅・福岡県)

事例 1

同種行為に及ばないような環境調整を行い、実刑判決を防いだ案件

1 触法障がい者の刑事弁護の経験

初めて

2 事件の概要

平成22年5月から住居侵入+窃盗（パンストばかり303件）

同種余罪多数

(1) 動機

パンストの感触が好き、小学校時代に好きだった先生の思い出

(2) 被告人・被疑者の年齢

34歳

(3) 被告人・被疑者の前科前歴

執行猶予保護観察付を受けたことあり。

5年間の保護観察期間中は、月1回面会に行っていた。話を聞いてもらえるので通った。

その間は犯行はなかったようだ。

(4) IQ

療育手帳B2・9歳から12歳程度

(5) 家族・従前の生活環境

両親、弟と同居（全員知的障がい者） 家族の年金と生活保護が収入源

3 いつの時点で障がい者と気づいたか

初回接見時に、話しかけても応答しないことから気づいた。

4 弁護方針

再犯をなくす環境調整が必要

両親は施設に入れたくない。被告人は、両親と同居することを希望。

他方、島内の病院は、対処治療のみ。島外にある、雲仙コロニー、カウンセリング系病院は、経済的理由から無理

結局、消去法で、被告人はこれまでどおり自宅に住み、従来勤務していた作業所に継続して受け入れてもらうことにした。所長は「知的障がい者手をつなぐ育成会」会長であり、見識がある人。作文を書かせるなど、従前以上に監督することを誓約する陳述書を裁判に提出

被害弁償は、2人の被害者に対してそれぞれ5000円を支払った（生活保護の中から）。

判決は、懲役1年6月・3年間保護観察付執行猶予。

弁護人の判決に対するコメントとしては、「同種前歴・余罪多数で、実刑の可能性もあったので、環境調整が評価された。」というものであった。

5 弁護人の自己評価

よかった点 環境調整に重点を置いたこと

事例 2

期日間整理にあわせて環境調整を行い、再度の執行猶予を得た案件

1 触法障がい者の刑事弁護の経験

これまで何件かある。責任能力を争ったのは、今回が初めて。

2 事件の概要

スーパーでの食料品の万引き（1300円）

(1) 動機

食べるものがなくなった

(2) 被告人・被疑者の年齢

40歳

(3) 被告人・被疑者の前科前歴

1ヵ月前に、懲役1年2月・執行猶予3年。コンビニでの食料品の万引き（同種の前歴多数）。そのときの弁護人は、通常の刑事弁護。被告人が触法障がい者であるという特殊性には意を向けたとはいえない。

(4) IQ

47

(5) 家族・従前の生活環境

両親は、被告人が若いときに離婚。

実母は死去。実父との交流はない。兄と二人暮らし。生活保護受給。

3 いつの時点で障がい者と気づいたか

初回接見時に、迎合的な受け答え、オープンクエスションには答えられない。警察留置係から、障がいがあることが伝えられていた。

4 弁護方針

被疑者段階時、Pとの話で、前科が多く、簡易鑑定でも責任能力はあると判断されたため、起訴猶予はとれないことがわかった。

そのため、責任能力を争うことと環境調整を図ることを方針とした。

① 責任能力

弁護人は、「限定責任能力」であるとの主張に対し、検察官は「完全責任能力」であるとの主張をした。

期日間整理が3、4回もたれた。弁護人からは、以下の書証を請求した。

- ・鑑定請求書
- ・以前の事件でつながりができた社会福祉士（障がい者相談支援所所長）を伴った接見状況の報告書

② 環境調整

初めから明確な方針があったわけではない。これまでの弁護士としての活動を通じてできたネットワークをたぐり寄せながら環境調整を行った。

被害弁償については、被告人の兄が事前に全額買取していた

5 環境調整・活用できる社会資源

同居している実兄は、土木作業員で収入があるが、生活保護を受給するなど、生活支援者

としては疑問であった。

他方、被告人は金銭管理能力が乏しく、福祉につなげる必要があった。

そこで、社会福祉士、社協、福祉事務所との連携を図り、救護施設への入所をすることとなった（その選定は、福祉事務所の紹介であった。）。

また、成年後見申等の必要性も含めた善後策をケース会議を開いて検討をした。

さらに、療養手帳の申請（中学校時代の担任を捜す、嘱託医の診察）・取得した。

社会福祉協議会での資金借入もおこなった。

6 裁判所、検察への対応、反応

期日間協議で、裁判官と話をするなかで、被告人が障がい者であることへの理解が深まっているように感じた。

7 判決

懲役8月，執行猶予4年，保護観察付（再度の執行猶予）

「福祉の手当てが見込め、更生環境が格段に改善され、再犯防止を達しうる」と判決理由に書かれた。

弁護人の判決に対するコメントとしては、「弁護活動を評価した適切な判断である。」とのことであった。

事後に、保護観察所にも事情を説明し、保護観察官直々に担当することになった。

8 自己評価

よかった点

入居場所が決まり、被告人の生活の道筋がつけられたことはよかった。

改善点

裁判後は、施設にお任せになっている。

事例 3

社会復帰後の環境調整を行い、それを判決で評価された案件

1 触法障がい者の刑事弁護の経験

知的障がい者について、過去に3, 4回経験がある。ただし、認知症の高齢者を福祉につなげる弁護活動は今回が初めて。

2 事件の概要

- ① 平成21年2月スーパーで万引き（ビール2本282円）
- ② 平成21年4月スーパーで万引き（おにぎり，ブレンダー933円）
- ③ 平成21年4月スーパーで万引き（ウイスキー1本265円）

(1) 動機

- ③事件については自白（現行犯逮捕），年金通帳を紛失したから。
- ①②事件については認否を明確にせず。認否が二転三転。

(2) 被告人・被疑者の年齢

70歳

(3) 被告人・被疑者の前科前歴

40年前に，罰金前科あり

(4) IQ

測定せず。

(5) 家族関係

離婚，2人の息子とは数年間連絡をとっていない

(6) 従前の生活環境

1人暮らし

3 いつの時点で障がい者と気づいたか

初回接見時にドアの側を向いて座る。弁護人の側に寄って話をしない。

家族との連絡を拒否。40分で，被疑者の方から接見を打ち切り，頑固な印象。

2, 3回接見を重ねるうちに，記憶が曖昧であったり，妄想的な言動で，認知症を疑うようになった。そこで，簡易知能検査をした結果15点であることがわかり，認知症の疑いが濃厚となった。

4 弁護方針

- ① 責任能力を争うことも考えたが，犯行当時に認知症であったかどうかは不明であり，執行猶予相当の事案であることも考慮して，争わないことにした。ただし，被告人質問では，認知症の症状が進んでいることを理解してもらう工夫をした（Q「今，あなたがいるのはどこですか」A「県警です」）。

- ② 再犯可能性防止に重点を置いた。

被告人の親族と連絡を取ったが，「身元引受人となることは困難」との回答であった。そこで，福祉につなげるの必要性を感じ，地域包括支援センターに連絡をとった。同センターでは「認知症であれば，要介護，施設入居も可能」との回答であった。そこで，担当者の紹介を受ける。初めから福祉とのネットワークがあったわけではないが，たまたま地域包括の1人の職員と面識があり，その人を糸口にして，様々な人とつながった。

なお、被害弁償をしたかったものの、資力がなくできなかった。謝罪のみ。

5 環境調整 活用できる資源

親族に協力要請をしたが、拒否。

介護申請。できる限り早く介護サービスを受けられるように、拘置所内での面談調査を依頼。釈放後の暫定的なサービスの教示→面談調査の結果、「ほぼ要介護レベル。施設入居も可能」と診断。預金管理サービス。

民生委員へも協力を要請（被告人の日常生活を教えてもらえた→陳述書の作成）。

6 裁判所、検察への対応、反応

裁判所に対して、「環境調整のために、判決期日を伸ばして欲しい」旨を要望したが、裁判所は、「執行猶予相当。即決で判決を出したい。」、「弁護人がやっている地域包括支援センターとの連携等は、国選の範囲を超えている。」とまで、言われた。

7 判決

懲役10月 未決勾留日数20日間算入。2年間執行猶予。

判決理由で、「Aの認知症が疑われること、精神状態が犯行に影響、介護支援等がなされる体制が整えられつつあり、今後は今までとは異なる公的な支援体制が期待できる。」

弁護人の判決に対するコメントは、「当初、裁判所は、触法障がい者に対する弁護活動について、無理解とも思われる言葉があったが、判決では、福祉との連携が、弁護活動として評価され、手応えを感じた。被告人質問も効果があった。」というものであった。

8 自己評価

よかった点

地域包括支援センターに知り合いがいたことが、突破口となった。

改善点

福祉のサービス内容がわからなかった。知識があれば、もっと迅速に進めることができた。

別紙 1 1 ・ 裁判員裁判対象事件における具体的弁護活動

事例 1

情状鑑定や社会資源との関係調整を活用して執行猶予につなげた案件

【事案の概要】

起訴罪名 : 強盗致傷

判決 : 懲役 3 年 (求刑・懲役 4 年) ,

5 年間執行猶予・保護観察付き, 未決勾留日数 5 0 日算入【確定】

【公訴事実の概要】

被告人は、スーパーマーケットにおいて、女子高生 2 名がテーブル上に財布を置いたまま一時的に離席した際、両名の所有の財布を窃取したところ、店員等に発見され、逃走を図ったが、逃走経路上において女子高生 1 名に逮捕されそうになるや、同人の頭部をバッグで殴り、倒れ込んで起き上がろうとする同人の胸部を足蹴にする暴行を加え、同人に加療約 1 か月を要する胸骨骨折の傷害を負わせた。(強盗致傷・裁判員対象事件)

【弁護活動の概要 1 ・ 捜査段階】

1 障がいがあることを覚知した経緯

弁護人は、被疑者段階で面会するや、本人が「ヌボーッとした感じ」であることを感じた。また、本人の経歴を聞き出すうちに、本人が養護学校を卒業していることを聞き出した。なお、本人は、16歳のときに一度、療育手帳を取得していたものの、その後の更新の際に必要な再判定を受けていなかったため、手帳の更新がなされていなかった。

2 その後の対応

本人に知的障がいがあると覚知したため、捜査機関に対して、取り調べ全過程の録画・録音を要求するとともに、「相手方の発言にあわせる傾向があること」「誘導的な取調をしないように」という旨の申し入れを行った。

被害者対応をしようとするも、被疑者段階では、被害者との連絡がつかなかった。

以上を前提に、本人を不起訴処分とするよう、検察官に求めた。

【弁護活動の概要 2 ・ 公判前整理段階】

以上の活動にもかかわらず、被疑者は起訴された。被疑者段階においては、検察官による簡易鑑定すらされなかった、とのことであった。

1 起訴直後の保釈請求

起訴直後、保釈請求を行ったところ、いったんは保釈許可決定がなされたものの、検察官から準抗告され、同決定は取り消されてしまった(その後、弁護人から特別抗告を行うも、これも棄却され、本人は、しばらくの間、身体拘束をされることとなった)。

2 第二次保釈請求

その後、公判前整理手続を経て、公訴事実争いが無いこと等が明らかになった段階で、

再度、保釈請求を行った。

その結果、被告人本人は保釈された。

3 療育手帳の再取得

本人の保釈を受け、弁護人は、療育手帳の再取得につなげた。

4 ケース会議の開催

弁護人が発案して、今後の本人支援のためのケース会議を行うこととし、本人（保釈後から）、本人の両親、弁護士、市の障害支援課担当者、養護学校教諭などの出席を求めて。本人の今後の生活等について、関係機関が情報共有を図り、各機関がどのような支援をしているのかを決めていった。

ケース会議は、合計8回に及んだ。

5 鑑定請求

弁護人は、責任能力を争いつつ、情状面でも精神鑑定が必要である旨をも主張し、最終的には、情状鑑定をすることとなった。鑑定人の人選は、裁判所が行った。

鑑定の際にも、伝聞証拠からの情報で鑑定がなされないように申し入れるとともに、関係者（これまで本人と関わってきた社会資源関係者・ケース会議の参加者でもある）のリストを弁護人が提供し、鑑定人は、これらの関係者から直接事情を聴取したうえで、鑑定を行った。

鑑定の内容は、下記のとおりであった。

【鑑定の内容】

- ・本人との面接・心理テスト11回
- ・知能検査（WAIS-III・成人知能検査）
- ・性格（人格）検査（MMPI, YG, SCT, ロールシャッハ, TAT, ソンディテスト, 描画テスト）
- ・本人の両親との面接5回
- ・参考人面接
 - ・都道府県総合リハビリテーションセンター支援部（就労移行・転換支援担当課長＋サービス調整担当課長）
 - ・都道府県教育局特別支援教育課（指導主事）
 - ・市町村障害者生活支援センター（支援専門官2名）
- ・事件現場視察

【公判での活動】

弁護側の立証

- ・示談書（被害者に対して100万円の被害弁償）
- ・被害者から出された裁判所への意見書（宥恕意思のあるもの）
- ・還付請求書
- ・報告書（被告人の知的能力について）
- ・証人
 - ・母（主尋問10分、反対尋問10分）
 - ・鑑定人尋問 鑑定人による概要報告30分、弁護人尋問30分、検察官尋問30

分，補充尋問15分

「軽度知的障がい」というと、障がいが軽い（＝障がいがいない人とほとんどかわらない）というイメージを持たれてしまいかねないので、弁護人は、IQの分布の中で「被告人のIQ59」は、「とくに低い」というカテゴリーにあることを明確にさせた。

・H障がい者生活支援センター職員（弁護人15分，検察官15分）

【判決】

以上の結果，判決では，以下のとおりの判示がなされた。

このように，本件犯行前には，知的障害を有する被告人に対する指導，助言が適切になされていなかったのであり，それが本件犯行に影響していることは否定できないところであるから，この点は被告人に有利に斟酌されるべきである。

さらに，次のような被告人に有利に斟酌されるべき事情もある。すなわち，

被告人は，軽度精神遅滞の知的障害を有している。学校でのいじめなどもあってストレスの多い生活環境にあったことから，失敗など不快な気持ちに対しては，余り深く考え込まず，軽く受け流してしまう傾向が顕著である一方で，几帳面さ，律儀さ，徹底的，熱中のといった粘着的な性格をも有している。価値観，人格特性等は反社会的でなく，犯罪常習性は強くない。被告人の両親は，被告人の言語的知能が比較的高かったことから，被告人の知的障害に対する理解が十分ではなく，被告人に対する有効適切な助言，援助が不足していた。そのような中，被告人は，好意を抱いていた女友達に対し，食事代の名目で金銭を支払う約束をし，さらに，その女友達とメールのやりとりをするうち，支払をすることによって女友達を助けたいとの思いも抱くようになった。そして，支払期限が間近に迫り，約束を守らないといけないという焦りや切迫感を抱いて心理的に追い詰められ，現実的な検討能力の低さも相俟ち，目の前にある財布を見て機会的。急性的に本件犯行に至った，というのである。

このように，本件犯行前には，知的障害を有する被告人に対する指導，助言が適切になされていなかったのであり，それが本件犯行に影響していることは否定できないところであるから，この点は被告人に有利に斟酌されるべきである。

さらに，次のような被告人のために酌むべき事情もある。すなわち，

A子の父親との間で示談が成立し，示談金100万円が支払われている。示談の成立を受け，A子の父親が，A子の意向を踏まえつつ，「犯人に対する罰については，特別に重くとか特別に軽くという希望はない」旨記載された意見書を提出しており，被害者らの処罰感情が緩和していることが窺われる。被害品である現金及び財布が被害者らに還付され，財産的被害は回復している。本件犯行は，既に見たとおり，心理的に追い詰められた被告人が，誰もいないテーブルの上に置かれたままの財布を見て咄嗟に敢行したものであって，計画性がなく，偶発的なものである。被告人は，事実を素直に認め，被害者らへの謝罪の意思を表明するなど真摯な反省の情を示している。被告人は，これまで前科がなく，養護学校を卒業後は怠勤等もなく真面目に仕事をしてきた。

以上の諸事情を総合して考慮し，とりわけ，被告人の知的障害が犯行に与えた影響，被害者との間で示談が成立し，被害者も厳しい処罰までは求めていないことなどに思いを致すと，検

察官の指摘する犯行の危険性、結果の重さ等を十分に勘案しても、本件は、刑の執行を猶予するのが相当な事案である。

もつとも、情状鑑定において、被告人は、失敗など、不快な気持ちに対しては、余り深く考え込まず、軽く受け流してしまう傾向が顕著である旨指摘されていることは、既に説示したとおりである。加えて、本件犯行前と異なり、両親による指導監督や福祉機関の援助が期待できることは弁護人指摘のとおりではあるものの、それらは被告人や家族ら周囲の者の自発性に依拠する面が大きいことも併せ考えれば、被告人の更生をより確かなものにするためには、猶予の期間中、被告人を保護観察機関の補導、援護の下に置くことが相当である。

そこで、被告人に対しては、酌量減輕をして主文の刑に処した上、今回に限りその刑の執行を猶予するとともに、猶予の期間中、保護観察に付することとする。

【弁護人のコメント】

執行猶予付き判決がでたものの、弁護人としては、その判決に不満をもっている、とのことであった。

すなわち、本件について、弁護人は、被害弁償がなされたうえに被害者からの宥恕も得ており、執行猶予相当事案であると考えていた。だからこそ、各種社会資源のサポート状況を厚く立証し、（現状としてその実効性に乏しい）保護観察を付さずとも、本人の再犯を防ぐことはできる、との主張をしていた。

しかし、判決では、この点についての弁護人の主張をほとんど容れておらず、結局のところ保護観察機関の補導、援護が必要、などという結論になってしまった、と弁護人は感じているとのことであった。

事例 2

社会資源との関係調整を行ったものの結果の重大性などから実刑となってしまった事案

【事案の概要】

起訴罪名 : 現住建造物等放火

判決 : 懲役3年(求刑・懲役6年), 未決勾留日数120日算入【確定】

【公訴事実】

内縁の夫と同居する共同住宅の自宅居室に敷かれていた布団にライターで点火して火を放ち、自宅居室及び上階の床板、壁、天井等を焼損(焼損面積約35平方メートル)した。

【捜査段階での弁護活動】

捜査段階で精神鑑定の証拠保全請求を行った。それ自体は却下されたが、留置施設から主治医のもとに搬送され、主治医の診察が受けられた。

【公判前整理段階での弁護活動】

被害弁償をする、などの弁護活動を行うほか、以下のような活動を行った。

被告人が通っていた病院のみならず、弁護人自らが探してきた自立支援施設の職員などといった社会資源から証言が得られるように調整をした。とくに、この自立支援施設職員は、拘置所へ赴き、被告人本人と面会をした上で、施設での受入プラン等を立て、これを法廷で証言した。

また、執行猶予判決の可能性があることを示すため、量刑データベースに基づき独自の量刑資料を作成して、事前に検察官と合意して弁論の際に配付した。

【争点】

公判前整理手続では責任能力を争う旨の主張をしたが、主治医及び鑑定人(鑑定受託者)の意見を踏まえて撤回したため、争点は量刑(執行猶予を付すべきか否か)に絞られた。

【争点に関する当事者の主張】

1 検察官は、①被害結果重大、②延焼危険性大(公共の危険)、③嚴重処罰希望、④動機が身勝手・自己中心的の4点を主張立証し、懲役6年を求刑した。

2 弁護人は、①損害、②原因、③今後をテーマにした立証計画を策定し、①避難を呼びかけていること、損害の大半は保険及び父親の協力により回復されていること、②人格障害の影響により判断力が低下していたこと、③社会内で受け入れる環境が整っていることを主張立証し、執行猶予(保護観察付き)判決を求めた。

【鑑定内容及び立証方法】

捜査段階で、鑑定留置を伴う本鑑定(いわゆる起訴前本鑑定)が行われており、特定不能の

人格障害により、是非弁識能力及び行動制御能力が「多少は」低下していたと鑑定されていた。

①責任能力自体は争点にはならなかったが、検察官は、②動機を立証するために鑑定人の証人尋問を申請し、弁護人は、③人格障害の原因（劣悪な養育環境の影響があること）を立証するために証人申請した。

証人尋問は、検察官、弁護人、裁判所の順に行われ、証言に際して、鑑定人作成のパワーポイントを利用する方式が用いられた（交互尋問ではあるが、いわゆるプレゼン方式に近い。）。

【弁護人の立証活動】

弁護側の立証

- ・ 119番通報の報告書
- ・ 領収書・被害弁償報告書等→被害弁償をしたこと
- ・ 被告人質問（事件当日の出来事、生い立ち、反省状況）
- ・ 父尋問（生い立ち、被害弁償状況、今後の支援の状況）
- ・ 鑑定人尋問（放火の動機、人格障害になった経緯）
- ・ 証人尋問（病院関係者：病院が社会復帰後の被告人の受入を約束する）
- ・ 証人尋問（自立支援施設関係者：自立支援施設としても、社会復帰後の被告人を受け入れる）

本件放火の原因については、被告人質問及び父親の証言により「養育環境が劣悪であったこと」を立証した上で、鑑定人の証言に基づき、「劣悪な養育環境の影響により、特定不能の人格障害になり、人格障害の影響により正常な判断ができなかった」ことを主張立証した。鑑定人は「このような養育環境でなければ、人格障害になることはなく、人格障害でなければ、このような事件を起こすことはなかった」と証言した。また、人格障害が本件犯行に与えた影響は「50～60%」であると証言した。

今後の支援態勢については、本件以前から通院していた病院の精神保健福祉士が証言し、「被告人の病状及び本件犯行を十分に理解した上で、病院の上層部及び主治医と協議し、仮に執行猶予判決となれば、判決当日に医療保護入院で入院させる態勢を整えている」と証言した。また、医療保護入院（1項入院）のために必要な保護者選任の審判を家庭裁判所に申し立て、父親を保護者として選任させ、父親の証言に安易に退院に同意しないことを証言させた。また、自立支援施設（NPO法人が運営）の臨床心理士が証言し、「被告人と東京拘置所で面会した上で、施設長及び病院と協議し、仮に退院できる状態になった場合には、3か月後を目途に当施設で受け入れることが可能である」と証言した。

なお、精神保健福祉士は、「多くの精神障害者が刑務所に入れても、出所後は適切な支援が受けられない現状にある」ことを証言し、臨床心理士は刑務所で面会した経験から「適切な支援を受けられなかったために、犯罪を犯してしまう精神障害者が多いこと」を証言した。

【弁護人の主張（最終弁論）】

弁護人は、最終弁論において、下記の3点を主張した。

1 人格障害の影響で判断能力が低下していたことが本件の原因であること

鑑定人の証言内容は、以下のようなものであった。

すなわち、被告人には、「特定不能の人格障害」があり、事件前から「慢性的な空虚感」に基づく「希死念慮、自殺未遂」があった。事件当時も「違法性の意識が不十分」

で判断能力は「多少」低下していた。人格障害の影響が「40から50%」はあった。「人格障害でなければ、この事件は起きなかった」。

被告人が「人格障害になった原因は、親の精神病と」「幼少時の養育環境」であり、本人の努力ではどうにもならないものである。

これらの事情からすると、被告人を強く非難できない。

2 事件後、被告人が避難を呼びかけ、損害の大部分も回復されていること

被告人本人が避難を呼びかけ、早期に消防車が到着して、被害拡大を防いだ。死傷者はおらず、建物の損害については保険金が支払われた上、不足分も父親が支払っている。損害の大半は回復し、大家も厳罰を望んでいない。

3 被告人を受け入れる環境が整っていること

本件当時は精神状態が悪化していた。しかも、その支援体制は不十分であった。それゆえ事件を防げなかった。

現在は、病院、施設とも受入を約束しているし、父もできる限りの支援を約束している。専門家の支援を受けて社会内で生活する環境が整っている。

そのうえで、弁護人は、刑罰の目的について、以下のとおりの主張を展開した。

刑罰の目的は、①行為に見合った責任と、②再犯防止にある。

本件では、①同種事案の半数程度に執行猶予が付されているうえ、②今なら専門家の支援も受けられるし、保護観察も付けられる。再犯防止のために、刑務所に入れる必要性はない。

ここで、執行猶予という制度は無罪放免を意味するものではない。再び、犯罪を犯せば、執行猶予は取り消されうる。保護観察を付けた場合には、保護観察官・保護司の監督を受け、遵守事項を守らないといけない。これを守らなかった場合にも執行猶予が取り消されることがある。また、保護観察がついている場合には、二度目の執行猶予はない。

これらの事情からすれば、被告人には執行猶予（保護観察付き）を付すべきである。

【判決】

判決は、「被告人の刑を重くする事情」として、以下の点を挙げている。

- (1) まず、被害結果と公共に対する危険が大きかったという点である。

本件アパートは、隣家に近接した住宅密集地にある木造2階建ての共同住宅であり、しかも、本件当時は4部屋に各1名が在室していた。被告人が放った火は、大きな炎が立ち上るほどの火事となり、出動車両は21台に上り、100人以上が消火活動に当たったにもかかわらず、鎮火までに2時間以上も要し、1階の被告人方とその真上の2階の居室は激しく焼損した。アパートの他の居室や近隣の住宅に延焼する危険があり、本件アパートの住民はもとより、近隣住民らの生命・身体・財産を脅かす非常に危険な犯行である。本件放火により、焼損した家屋や家財などに保険会社の支払額を基準にしても約1600万円という金額に換算できる財産的な被害が生じたほか、前記2階の被害者には、思い出の品を失う、あるいは精神的に不安を抱えるなどの被害も生じており、当然のことながら、被告人に対して厳しい処罰感情を抱いている。

なお、弁護人は、財産的被害はその大半が回復されていると主張し、その点を被告人に有利に考慮すべきであると主張するが、被告人の父親が支払った80万円弱の被害弁償金を除けば、被害者らが掛けていた保険の保険金によって回復されたものであるから、この点を被告人に特に有利な事情とみることはできない。

- (2) 本件犯行の動機について、被告人は自殺を図ったものであると供述するが、被告人の精神鑑定を実施したX医師によれば、被告人は、同居の交際相手に見捨てられるのではないかと不安から自分に注意を向けさせようとして犯行に及んだものと分析されている。いずれにしても、被告人は近隣住民に与える被害を省みることなく本件犯行に及んだものと認められ、その動機は身勝手かつ短絡的との評価を免れない。

他方で、「被告人の刑を軽くする事情」としては、以下の点を判示している。

- (1) 前記X医師の精神鑑定によれば、被告人は特定不能のパーソナリティ障害（境界性ないし依存性パーソナリティ障害の傾向がみられる。）であるとされている。被告人が身勝手にも本件犯行に及んだことは、そのような人格的な偏りが影響しているものと考えられ、同障害がなければ本件犯行は起きなかったといえよう。そして、被告人が、小学生のころから、母親が精神的な病のため、家事をほとんどやらず、父親以外の男性を家に入れて生活するなどという異常な家庭環境の中で育ち、中学時代から友人宅などで生活し学校にもほとんど行かなかったなどの生い立ちが、パーソナリティ障害の一因となっているのではないかと考えられるところである。そうすると、被告人に責任を帰すことができないような事情も本件の遠因となっていることを否定できず、そのような観点からは被告人を強く非難することは躊躇される。

- (2) また、被告人は、放火した炎が30センチメートル程度になった時点で、放火した旨アパートの管理会社に電話をかけ、2階の201号室の住人に避難するよう呼びかけた上で、再度自室に戻って119番通報をしている。現実にも、201号室の住人がした110番通報がきっかけとなって比較的早期に消火活動が開始されており、このような被告人の行動によつてより大きな損害や延焼を免れた面があるといえる。このほか、被告人が8か月余りにわたりその身体を拘束されて反省の機会を与えられたことや、当公判廷においても事実を認めて反省の言葉を述べていること、これまで被告人に前科前歴がないことも刑を軽くする事情といえることができる。

さらに、被告人が本件以前から治療を受けていた病院の精神保健福祉士や自立支援施設の臨床心理士が出廷し、被告人が社会復帰した場合、とりわけ執行猶予付きの判決を受けた場合には、判決言渡しの日から精神科による入院治療を受けさせ、その後は自立支援施設において被告人を受け入れる態勢を整えていることなど、被告人を支援する具体的な方策について証言し、被告人の父親もこれに協力する旨供述している。

以上の各事情を示した上で、本判決は、以下のように結んでいる。

以上に指摘した事情を前提に、同種事案における量刑傾向も考慮した結果、当裁判所は、被告人に対しては酌量減軽をした上で実刑に処するのが相当であると考えた。

その理由は、行為に応じた責任を科すという見地からは、被害結果と公共に対する危険、とりわけ多大な被害結果が第三者に対して現実に生じたという点はやはり重視されるべきだからである。被告人の更生可能性という見地から、被告人にとって必要かつ適切なサポート態勢を整えた弁護人及び関係者の尽力には敬意を表するものであり、当裁判所も、被告人の更生、再犯の防止という観点から、社会内での受け入れ態勢や被告人の更生への意欲等についても慎重に検討し、執行猶予を付すことがおよそ考えられない事案ではないと判断されるものの、やはり前記の本件事案の重大性からみて実刑に処するのが相当と判断し、刑期については酌量減輕した上で主文の量刑とした。

【争点に関する裁判所の判断】

量刑の理由は「被告人の更生可能性という見地から、被告人にとって必要かつ適切なサポート態勢を整えた弁護人及び関係者の尽力には経緯を表するものであり、当裁判所も、被告人の更生、再犯の防止という観点から、社会内での受け入れ態勢や被告人の更生への意欲等についても慎重に検討し、執行猶予を付すことがおよそ考えられない事案ではないと判断されるものの、やはり前記の本件事案の重大性からみて実刑に処するのが相当と判断し（た）」というものである。

なお、判決言渡し後、裁判長から10分近い説諭があった。記者会見には、補充2名を含む裁判員8名全員が出席し、受け入れ態勢を整備したことは高く評価されるべきであるが、刑務所に入って罪を償い、出所した後に適切な支援を受けるべきではないかという感想が出されたようである。

【弁護人のコメント】

結果的には実刑判決となってしまったが、量刑の理由及び記者会見の様子を聞く限り、弁護人の主張は理解されたと感じている。立証のテーマを①損害、②原因、③今後に絞り、1日目、2日目、3日目に対応させて立証を行ったことが成功した要因ではないかと思われる（被告人質問を3回に分けたため、最終日には40分間の補充尋問があった。）。裁判員は、更生可能性に対する関心が高いため、執行猶予判決が予想される場合（医療観察法の申立てが予想されない場合には）、受け入れ施設を含めた支援態勢を整備しておくことが必要であると思われる。

別紙 1 2 公訴が取り消された裁判員裁判対象事件の時系列

- 2009.12.11 未明 空家の木造住宅に何者かが侵入し、ライターで放火、結果として窓枠が約0.1平方メートル焼損する事件が発生
- 2010.1.4 特別警戒中の警官に職務質問され、軽犯罪法違反（ドライバーの所持）で現行犯逮捕
被疑者（療育手帳B1，IQ数値著しく低い）が100円ライターを所持していたことから、同市内で発生していた4件の連続放火について追及され、自白。
- 2010.1.5 住居侵入・現住建造物等放火で再逮捕、翌日勾留
- 2010.1.7 被疑者国選（当番弁護）初回接見
弁護人は会話により知的障害があることはすぐに分かった。
警察署及び検察庁に対して、知的障害を指摘したうえで可視化の申入
- 2010.1.21 検察官面前調書（自白調書）につき確認のDVD録取
- 2010.1.26 起訴
- 2010.3 公判前整理手続開始（合計8回）9回目は2010.12.20予定
公訴事実を全面否認
- 2010.4 補充捜査：1月に作成された捜査報告書の改変（アリバイ主張の削除
新報告書の日付は1月）
自白の任意性・信用性が最大の争点
信用性の立証方法につき、検察側は暗礁に乗り上げていた。
- 2010.11.26 大阪地検堺支部 公訴取消
同日 大阪地裁堺支部 公訴棄却、釈放
- 2010.12.21 公判担当だった元特捜部の高宮検事に対して、捜査報告書の改変につき減給10分の1（3か月）の懲戒処分